

北海道農業・農村振興審議会委員応募要領

道では、北海道農業・農村振興条例に基づき、本道における農業・農村の振興を図るため、知事の附属機関として、北海道農業・農村振興審議会を設置しており、現在、学識経験者や農業者の方等15名で構成しています。

この度、広く道民の皆様から農業・農村の振興に関する御意見を伺うため、次により北海道農業・農村振興審議会の委員（1名）を募集します。

1 応募資格

委員に応募しようとする方は、次の条件をすべて満たすことが必要です。

- (1) 北海道内に居住する満20歳以上の方（令和5年（2023年）4月1日現在）
- (2) 北海道の農業・農村について幅広い見識と関心を有する方で、北海道農業・農村振興審議会（札幌市内において開催予定）に出席できる方
- (3) 北海道議会議員及び北海道職員（元道職員の方を含みます。）以外の方

2 募集人員

1名

3 委員の任期

委嘱の日（令和5年（2023年）4月1日を予定）から2年間

4 応募方法

応募に当たっては、次の(1)と(2)の書類をまとめて、郵送、電子メールまたは持参により提出してください。

- (1) 応募用紙
所定の用紙（別紙様式1）を使用してください。
- (2) 作文
所定の原稿用紙（別紙様式2）を使用し、「北海道農業・農村に求める役割とめざす姿について」をテーマとして800字以内にまとめてください。

- 用紙は、北海道農政部農政課に備えてあります。
- また、道庁のホームページからもダウンロードできますので、御利用ください。
<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/nsi/seisakug/singikai/koubo.html>
- 提出された書類はお返しできませんので、御了承ください。
- 応募に関する個人情報については秘密を厳守し、委員の公募に関する目的以外には使用しません。

5 公募期間

令和5年（2023年）2月3日（金）から3月3日（金）まで（当日消印有効）

※ 電子メール及び持参の場合は、3月3日（金）17時30分までとします。

なお、持参の場合の受付時間は、土・日・祝日を除く8時45分～17時30分とします。

6 選考

選考委員会において、提出いただいた作文のほか、応募用紙の記載内容も踏まえ、総合的に判断し、選考します。なお、選考結果は、応募者全員にお知らせします。

7 委員の仕事

北海道農業・農村振興審議会の委員として、知事の諮問に応じ、農業・農村の振興に関する事項について、道が選任した他の学識経験者や農業関係者、行政・経済界・消費者団体などからの委員とともに、調査審議していただきます。

8 報酬等

審議会に出席いただいた場合は、道の定めるところにより、報酬及び旅費をお支払いします。

9 応募先・お問い合わせ先

北海道農政部農政課政策調整係 担当 松原、多田
〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
電話 011-204-5376（ダイヤル） 011-231-4111（代表）＜内線27-114＞
電子メール nosei.noki2@pref.hokkaido.lg.jp